(2) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年7月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、 及び損害賠償の額を定める。

- 1 和解の相手方
 - 甲 島根県松江市 個人
 - 乙 米子市 個人
- 2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金10,973円を甲に、39,281円を 乙に、それぞれ支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日

平成25年4月14日

(2) 事故発生場所

西伯郡日吉津村大字日吉津地内

(3) 事故の状況
和解の相手方がそれぞれ一般国道431号を軽乗用自動車又は普通乗用自動車で走行
中、路面の陥没した部分にはまり、それぞれの車両が破損したものである。